

【すこやか歳時記】
弥生の候



ますます栄える新年度のため、
年度末に自社改革の総点検を。
新たな法制度の対応も早めに。

毎月の異名の一つで3月は「弥生(やよい)」とも呼ばれています。ももとの読み方は「いやおい」で、「弥」には「ますます」の意があり、「生」には「草木が生い茂る」という意があるとのことです。同様の意味合いで「弥栄(いやさか)」という縁起の良い言葉もあります。これは「ますます栄える」という意味で古来より使われてきました。

時代が変わっても「弥栄」を願う思いは同じですが、そのためには時代の変化に対応することが不可欠です。年度末となる3月は、新年度に「ますます栄える」ために自社の改革や改善を総点検する機会でもあります。「ハラスメント相談窓口」の設置など、新年度からの新たな法制度への対応も、「働き方改革」と併せてお気軽にご相談ください。

健康保険料・介護保険料が改定されます

令和4(2022)年度の協会けんぽ保険料率が決定しました。
3月分(4月納付分)から改定されます。

健康保険料率

福岡県	現行 10.22% → 改正後 10.21%
佐賀県	現行 10.68% → 改正後 11.00%
長崎県	現行 10.26% → 改正後 10.47%
熊本県	現行 10.29% → 改正後 10.45%
東京都	現行 9.84% → 改正後 9.81%

【参考】 社会保険料一覧表(福岡県)
https://fukuokaroumu.com/item/syakaihokenryo_r40240.pdf



介護保険料率

全国一律	現行 1.80% → 改正後 1.64%
------	----------------------

日々是好日カレンダー

3月 MARCH	弥生・花見月・春惜月・夢見月
1火	労働組合法施行記念日・行進曲の日 春の全国火災予防運動(～3/7)
2水	中国残留孤児の日・ミニの日 ミニぶたの日・遠山の金さんの日
3木	上巳の節句・ひなまつり 桃の日・民放ラジオの日
4金	円の日・雑誌の日・ミシンの日 サッシの日・パウムクーヘンの日
5土	啓蟄 サンゴの日
6日	世界一周記念日 スポーツ新聞の日・弟の日
7月	消防記念日・花粉症記念日 サウナ健康の日・メンチカツの日
8火	国際女性の日・ミツバチの日 みやげの日・エスカレーターの日
9水	感謝の日・記念切手記念日 雑穀の日・酢酸の日
10木	雇用保険被保険者資格取得届の提出
11金	東日本大震災発災の日 コラムの日・パンダ発見の日
12土	世界反サイバー検閲デー・財布の日 半ドンの日・スイーツの日
13日	漁業法記念日・サンドイッチデー 新選組の日
14月	ホワイトデー・キャンディーの日 国際結婚の日・数学の日
15火	こころの健康づくり週間(～3/21) 万国博デー・世界消費者権利デー
16水	春の社日・財務の日 国立公園指定記念日・十六団子
17木	セントパトリックデー 太陽の週間(～3/23)
18金	春の彼岸入り 点字ブロックの日・精霊の日
19土	アカデミー賞設立記念日 カメラ発明記念日
20日	電卓の日・LPレコードの日 サプレの日・遊園地の日
21月	春分の日・国際人権差別撤廃デー 世界詩歌記念日・カラー映画の日
22火	地球と水を考える日 NHK放送記念日
23水	世界気象デー
24木	春の彼岸明け・世界結核デー マネキン記念日・ホスピタリティデー
25金	電気記念日・散歩にゴーの日 ドラマチックデー
26土	カチューシャの歌の日
27日	世界演劇の日・さくらの日 絵本週間(～4/9)
28月	スリーマイルデー シルクロードの日・三つ葉の日
29火	作業服の日・マリモの日 八百屋お七の日
30水	国立競技場落成記念日 ドキュメントの自由の日
31木	社会保険料納付期限(2月分)

《今月の特集①》育児・介護休業法の改正

令和3年6月3日、「育児・介護休業法」が改正され、この改正は令和4年4月1日と令和4年10月1日に施工されます。それぞれのポイントは次のとおりです。

令和4年4月1日施行

●育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

会社は、次のいずれかの措置を講じなければなりません。



- ①育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**や②**相談窓口の設置**、③自社従業員の育児休業・産後パパ育休**取得事例の収集・提供**、④自社従業員へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

●妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

会社は、従業員本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た従業員に対して、次の事項の周知と休業の取得意向の確認を個別に行わなければなりません。



- ①育児休業・産後パパ育休に関する**制度**や②**育休の申し出先**、③**育児休業給付金**、④従業員が育休中に負担する**社会保険料の取り扱い**

なお、個別周知と意向確認は、面談・書面交付・電子メール等のいずれかにより行います。

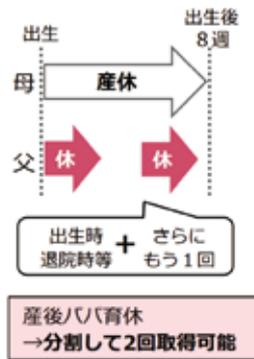
●有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件を緩和 有期契約従業員の育児・介護休業の取得要件から「採用した日から1年以上経過していること」の要件が撤廃されます。



育児・介護休業規程などの規定の見直しと労使協定書の取り交わしが必要となる場合があります。

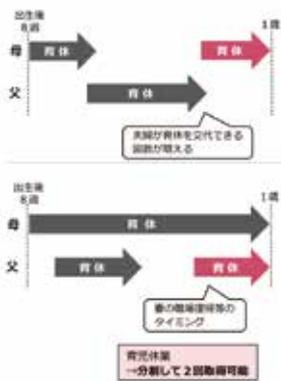
令和4年10月1日施行

●産後パパ育休(出生時育児休業)の創設



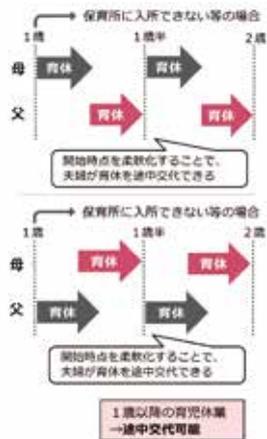
父親は、子の出生後8週間までの間に**4週間以内の育休**をとることができるようになります。4週間以内の育休は、初めにまとめて会社に申し出ること**2回に分割して**とることも可能です。

●育児休業の分割取得



子の出生後8週間経過後から1歳になるまで(誕生日の前日まで)の期間で育児休業を取ることができますが、この育児休業は母親も父親も**2回に分割して**とることができるようになります。

●1歳以降も育休を延長する場合の育休の開始日を柔軟化



保育園に入所できない等の理由で1歳になった後も育休が必要な場合、夫婦が育休を途中交代してとることができるようになります。

上記の改正については**育児・介護休業規程などの規定の見直し**が必要となります。

<https://fukuokaroumu.com/item/papadokuhon2021.pdf>



「父親の仕事と育児両立読本」

ご紹介した内容以外にも注意事項がありますので担当者までお気軽にお尋ねください。

《今月の特集②》オンラインとリアルで使える語彙力集

メール・お手紙・chat等での語彙とコミュニケーションの表現集をお伝えします。



クラウド等での情報共有は当たり前になりつつあり、情報共有+状況共有とコミュニケーションの深掘りはビジネスでもプライベートでも必要不可欠ですので表現のバリエーションとしてお役立てください。

便利な表現集

CHECK!

- ・承知致しました(× 了解です)
- ・お役に立てず残念ですが承服いたしかねます(× 無理です、できません)
- ・どうしても動かせない予定が入っております(× その日は無理です)
- ・勝手言って恐縮ですがご要望にお応えすることは大変困難な状況です
- ・失念しておりました(× 忘れてました)、肝に銘じます
- ・私の責任です、お役に立てず残念です
- ・お手隙の際にお願いできますと幸いです
- ・ご猶予頂けますと幸いです(× 間に合いません)
- ・突然で失礼かと存じますが少しよろしいでしょうか?
- ・ご縁、ご厚意、ご一報、ご多用、ご内聞、ご教示、ご尽力、ご一考、ご再考
- ・ご放念ください(忘れてください)、ご査収、ご笑納、ご高覧
- ・ご斟酌(しんしゃく)ください：事情や心情により遠慮や配慮を
お願いする際に使用
- ・〇〇様からの薫陶(くんとう)を受けここまでこれました
(師と仰ぎ教えを受けること)
- ・〇〇様が鬼籍(きせき)に入られて(お亡くなりになられて)
- ・突然で失礼かと存じますが〇〇の上司の〇〇です
- ・せかすようで申し訳ないのですが
- ・存じております、ご査収ください、鋭意(えいい)進めて参ります
- ・最善を尽くします、精進します
- ・折り込み済みです、心得ました
- ・また、何かの機会にお声掛け頂けますと幸いです
- ・心ばかりのものです、お大事になさってください、ご自愛ください
- ・厚かましいお願い、ご異存がないようでしたら、お言付け(おことづけ=伝言)
- ・お言葉を返すようですが、無理を承知で申し上げる
- ・有為転変(ういてんぺん)は世の習いですね
=世の中の移り変わりや時代の変化の無常やはかなさを表す表現

～参考文献～

大人の語彙力手帳 ベスト・ライフ・ネットワーク著



一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

2022年（令和4年）4月から改正女性活躍推進法が全面施行され、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されます。



常時雇用する労働者の数（※）が101人以上300人以下の事業主

以下、(1)～(4)の取組が**義務**

- (1) 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- (2) 1つ以上の**数値目標**を定めた行動計画の策定、社内周知、公表
- (3) 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- (4) 女性の活躍に関する**1項目以上の情報公表**

★常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は上記(1)～(4)が努力義務

(※) 正社員(注)だけでなくパート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の要件に該当する労働者も含みます。

- ① 期間の定めなく雇用されている者
- ② 一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

■女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定について

https://fukuokaroumu.com/item/joseikatsuyaku_kodoikeikaku.pdf



【参考】厚労省リーフレット

Quiz&Present クイズ&プレゼント

令和4（2022）年度の協会けんぽ保険料率が決定しました。令和4年度の協会けんぽの保険料率は3月分（4月納付分）から改定されます。福岡県の改定後保険料率で正しいものは次のうちどれでしょう。

(A) 10.26% (B) 10.21% (C) 10.68%

☆クイズにお答えいただいた方の中から
抽選でQUOカードをプレゼント!



- ▶ 応募方法: 下記メールアドレスに、
 - ① クイズの答えもしくは番号
 - ② 応募者氏名・会社名(店名)・電話番号を明記のうえ、メールでご応募ください。
- ▶ 応募締切: 2022年3月31日
※賞品発送をもって当選発表とさせていただきます。

応募メールアドレス: mail@fukuokaroumu.com

当事務所について



当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》

〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300
FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[3月版]
No.58

春の風も、春の風邪も、ご用心！！

立春から春分の季節にかけては思いのほか強い風が吹く日があります。「春一番」や「春風」と聞くと、爽やかなイメージも感じますが、実際には災害や事故につながるほどの強風になる場合も少なくありません。突風で看板などが飛ばされる危険もありますので、被害にも加害にも気を付けて、しっかりと対策を心がけてください。

また、風に飛ばされて飛散する花粉症シーズンも始まっています。そのストレスで集中力が低下して、ミスや事故につながらないように周りの配慮やサポートも大切です。さらに桜の開花時期になっても戻り寒波で急に冷え込む日があり、「春風邪」も発症しやすくなります。暖房や衣類などで調整して、季節の変わり目の健康管理にご注意を。



3月の
注意ポイント

- その**1** 春の強風による事故対策と防火対策を！！
- その**2** 花粉症や春風邪など健康管理に注意を！！
- その**3** 引き続き感染症対策にも気を抜かずに！！